

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：道路運送車両法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 40 号）

規制の名称：自動車の型式指定の取消要件の追加（道路運送車両法第 75 条・第 75 条の 2・第 75 条の 3）

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：自動車局審査・リコール課 安全・環境基準課

評価実施時期：令和 4 年 3 月 9 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

事前評価時点（平成 29 年 3 月）では、自動車メーカーによる燃費・排出ガス試験における不正行為が相次いで発覚したが、不正な手段により型式の指定を受けたことが判明した後も、当該型式の自動車が新たに運行の用に供されることを防ぐことができない制度であったことから、不正な手段により型式の指定を受けた自動車が新たに運行の用に供されることを防止し、自動車の安全性能・環境性能の確保を図るため、自動車の型式指定の取消要件を追加することが必要であった。事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時は、規制が導入されなかった場合のベースラインとして、自動車メーカーによる不正行為による型式指定が判明した後も、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車が運行の用に供される問題を想定していたところ、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。

- ③ 必要性の検証

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現はなかった。自動車の安全性能・環境性能を確保するためには、引き続き自動車メーカーによる不正行為を防止していく必要があり、仮に不正の手段により型式の指定を受けたことが判明した場合には、当該型式の自動車が新たに運行の用に供されることを防ぐ必要があることから、本規制は引き続き必要である。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

当該規制拡充による遵守費用は発生しておらず、事前評価時の想定とかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

当該規制拡充による行政費用は発生しておらず、事前評価時の想定とかい離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

事前評価時点においては、当該規制の拡充により、不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことが実質的に困難となり、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車が新たに運行の用に供されることを防ぐことができるという効果を想定していた。事後評価実施時点までに、不正な手段により型式の指定を受け、型式の指定を取り消した事案は発生していないため、自動車メーカーによる不正行為に対する抑止効果が大いにあったものと考えられるが、それによる定量的な効果を把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

当該規制の拡充の効果を定量的に把握することは困難であり、このため金銭価値化も困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

当該規制の拡充による副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

当該規制拡充による遵守費用及び行政費用はともに発生しておらず、副次的な影響及び波及的な影響等、規制の事前評価時に意図していなかった影響は発生していない。

一方で、当該規制拡充に伴い、不正の手段により型式の指定を受けた自動車の大量生産・販売を行うことが実質的に困難となり、安全性能・環境性能に問題のあるおそれのある自動車が新たに運行の用に供されることを防ぐことができるとともに、自動車メーカーによる不正行為に対する抑止効果にもつながっていることから、本規制を継続することが妥当である。